

◇合併協議に必要な項目の検討について

過日行なわれた市長会談の結果と、第 4 回新市建設研究会における指示事項を踏まえて、合併協議に必要な下記項目について検討を行いました。いずれの内容についても、最終的には法定の合併協議会で議論される内容であります。特に、市民の関心の高い市税、国民健康保険税、介護保険料、上水道事業及び競艇事業の取り扱いについて、合併の判断材料となり得るような一つの考え方として事務レベルでの検討結果をまとめました。

協議項目	検討結果	
主な市税の税率について	個人市民税	均等割、所得割ともに税率に差がないため、現行のまま新市に引き継ぎます。
	法人市民税	法人税割の税率に差はないが、均等割の税率に差が生じているため、合併時まで調整します。 ※税率を統一する際には、必要に応じて不均一課税(激変緩和措置)の適用を検討します。
	固定資産税	税率に差がないため、現行のまま新市に引き継ぎます。 【参考】 農地に係る固定資産税の取り扱い(税額の算出方法等)は、現行のまま変わりません。
	都市計画税	現行のまま新市に引き継ぎます。 ※新市において土地利用規制の見直しが行われた場合は、都市計画税の取り扱いについても必要な調整を行うものとします。 【参考】 都市計画税の課税対象区域は、現行のまま変わりません。
	軽自動車税	税率に差がないため、現行のまま新市に引き継ぎます。
国民健康保険税の税率について	税率に差が生じているため、合併時まで調整します。 ※税率を統一する際には、必要に応じて不均一課税(激変緩和措置)の適用を検討します。 【参考:国民健康保険事業の広域化について】 国民健康保険制度の安定化を図るため、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、事業運営の中心的役割を担うこととなります。市は、県から示された標準保険料率等を参考に、個々の事情に応じて国民健康保険税の税率を決定することとなります。	
介護保険料について	保険料に差が生じているため、合併後に策定する最初の介護保険事業計画から統一保険料とします。 【参考】 介護保険料は、3 年を 1 期とする介護保険事業計画におけるサービスの利用見込量に応じて設定されます。	
上水道事業の取り扱いについて	平成 28 年 4 月から、みどり市は群馬東部水道企業団へ移行するため、合併後も当面は企業団と新市の各々で水道事業を運営します。 ※当面は、それぞれの事業運営を優先し、双方の事業が安定的に運営される中で、新市の事業形態について検討していきます。	
競艇事業の取り扱いについて	現行のまま新市に引き継ぎます。 ※桐生市は、平成 16 年 3 月 31 日付で競艇事業を廃止していますが、現在の競艇事業の経営改善、運営状況等から現行のまま新市に引き継ぎます。	